府　令

○内閣府令第六十号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とし、第四条から第九条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の二を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第三条　国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第七条第四項に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

第四条　国家公務員等の旅費支給規程別表第一及び別表第二（第四号様式、第五号様式及び第七号様式を除く。）の備考に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって各庁の長が定めるものは、認印又は押印すべき者の氏名に係る情報を入力する措置とする。

2　前項の措置を行う場合には、認印若しくは押印すべき者又はこれらの者から委任を受けた者が、前条の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を電子計算機に入力しなければならない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第七十号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「対し、情報通信技術又は消防防災科学技術の振興に寄与すると認められる試験研究等の用に供するため機械器具等を」を「対して、機械器具等を試験研究等の用に供するため」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十一号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

総務大臣　新藤　義孝

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「この項」の下に「及び次項」を、「改正前の自転車競技法」の下に「（次項において「旧自転車競技法」という。）」を、「改正後の自転車競技法」の下に「（次項において「新自転車競技法」という。）」を加え、同条第三項中「、次の各号」を「、当該各号」に改め、同項第二号中「自転車競技法」を「自転車競技法等改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた旧自転車競技法」に、「同法」を「新自転車競技法」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の公営競技に係る納付金の納付に関する規則の規定は、平成二十五年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項に次の一号を加える。

二十八　道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車であって、貸渡人が当該自家用自動車の使用の状況を情報通信技術の活用により把握した上で特定の利用者に対して貸し渡すもののうち、当該自家用自動車の使用の本拠以外の貸渡人の事務所（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十二条第一項第二号の貸渡人の事務所をいう。）において貸し渡すものにあっては、その旨

附　則

この省令は、公布の日から施行する。